

香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
令和8年3月定例議会 議第7号 参考資料

香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>○香芝市都市公園条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 公園の管理（第3条—第13条）</u></p> <p><u>第2章の2 工作物等の保管の手續等（第13条の2—第13条の6）</u></p> <p><u>第3章 雑則（第14条—第22条）</u></p> <p><u>第4章 罰則（第23条—第26条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（有料公園施設）</p> <p>第7条 有料公園施設（香芝市（以下「市」という。）の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（有料公園施設の利用の許可）</p> <p>第7条の4 有料公園施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 建物又は設備を<u>損傷し</u>、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> | <p>○香芝市都市公園条例</p> <p>（有料公園施設）</p> <p>第7条 有料公園施設（市_____の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（有料公園施設の利用の許可）</p> <p>第7条の4 有料公園施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>（2） 建物又は設備を<u>損傷</u>又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(3) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。</p> <p>(4) その他有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p><u>3 第1項本文の規定にかかわらず、屋内プール全部専用利用（別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールその他市長が規則で定める施設を団体に専用して利用することをいう。以下同じ。）をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、前項の許可をする場合に準用する。この場合において、第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 屋内プール全部専用利用及び屋内プール一部専用利用（別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールのうち、屋内プールの特定のコースを団体に専用して利用することをいう。以下同じ。）は、次に掲げる目的のための利用に限るものとする。</u></p> <p><u>(1) 香芝市立の小学校及び中学校の授業</u></p> <p><u>(2) 市長が必要と認める大会</u></p> <p><u>(3) 市又は別表第1に掲げる香芝市スポーツ公園プールに係る指定管理者が行う事業</u> (使用料の還付)</p> | <p>(3) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。</p> <p>(4) その他有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責でない理由によって使用できないとき。</p> <p>(2) 公益上又は<u>市</u>の都合により使用許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(4) その他市長において必要があると認めるとき。</p> | <p>第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責でない理由によって使用できないとき。</p> <p>(2) 公益上又は<u>本市</u>の都合により使用許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(4) その他市長において必要があると認めるとき。</p> |

香芝市都市公園条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

| 改 正 案 | 現 行 | | | | |
|--|--------------|--------------|---|-----------|--------------|
| <p>○香芝市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>別表第1中「第7条関係」を「第7条、第7条の4関係」に改め、同表に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="197 502 1115 545"> <tr> <td>香芝市スポーツ公園</td> <td>香芝市スポーツ公園プール</td> </tr> </table> <p>別表第3を次のように改める。</p> | 香芝市スポーツ公園 | 香芝市スポーツ公園プール | <p>○香芝市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>別表第1 _____に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1176 502 2094 545"> <tr> <td>香芝市スポーツ公園</td> <td>香芝市スポーツ公園プール</td> </tr> </table> <p>別表第3を次のように改める。</p> | 香芝市スポーツ公園 | 香芝市スポーツ公園プール |
| 香芝市スポーツ公園 | 香芝市スポーツ公園プール | | | | |
| 香芝市スポーツ公園 | 香芝市スポーツ公園プール | | | | |

改 正 案

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料

(1) 香芝市高塚グラウンド

| 区分 | 8：00～10：00 | 10：00～12：00 | 12：00～14：00 | 14：00～16：00 | 16：00～18：00 | 18：00～21：00 |
|----|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 850円 | 850円 | 850円 | 850円 | 850円 | 1,200円 |

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示し、又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 香芝市内に在住し、又は在勤する者（以下「在在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(2) 香芝市高塚テニスコート

| 区分（1コートにつき） | 7：00～9：00 | 9：00～11：00 | 11：00～13：00 | 13：00～15：00 | 15：00～17：00 | 17：00～19：00 | 19：00～21：00 |
|-------------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 |

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示し、又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 在在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(3) 香芝市スポーツ公園プール

| 室名 | 区分 | | 使用料 |
|-----|-------------|-------|------------------------------|
| プール | 夏期 | 高校生以上 | 1日当たり800円 回数券（11日分）8,000円 |
| | | 小・中学生 | 1日当たり400円 回数券（11日分）4,000円 |
| | 夏期以外 | 高校生以上 | 1日当たり600円 回数券（11日分）6,000円 |
| | | 小・中学生 | 1日当たり300円 回数券（11日分）3,000円 |
| | 屋内プール全部専用利用 | | 1時間当たり16,000円 |
| | 屋内プール一部専用利用 | | 1コースにつき1時間当たり1,800円 |

| 室名 | 区分及び使用料 | | | | | |
|------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 多目的室 | 9：00～12：00 | 12：00～17：00 | 17：00～21：00 | 9：00～17：00 | 12：00～21：00 | 9：00～21：00 |
| | 2,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 6,000円 | 8,000円 |
| 会議室 | 9：00～12：00 | 12：00～17：00 | 17：00～21：00 | 9：00～17：00 | 12：00～21：00 | 9：00～21：00 |
| | 2,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 6,000円 | 8,000円 |

備考

- 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。
- 2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料並びに第7条の4第5項第1号に掲げる目的のため屋内プール全部専用利用をする場合における当該利用に係る使用料は、無料とする。
- 3 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示し、又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 4 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 5 在在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

